

表題：「企業名登記管理規定の実施措置」の解釈	
インデックス番号：11100000MB0143028R/2023-915535	トピックの種類：政策の解釈
書類番号：なし	所属機関：登記登録局
作成日：2023年9月1日	公布日：2023年9月1日

企業名登記管理制度は市場参入のための重要な基幹制度である。「企業名登記管理実施措置」は、旧国家工商局が1999年12月に制定した部門規定であり、2004年に個別条項が改正され、企業名の権利の保護と市場の秩序の維持に積極的な役割を果たしてきた。近年、ビジネス環境の継続的な最適化と企業名の自主的な申請制度の模索と確立に伴い、上記の規定の内容の多くは実状にそぐわなくなっている。全国統一市場制度と規則を積極的に構築し、公正な競争市場の秩序を維持し、ビジネス環境を継続的に最適化するために、国家市場監督管理総局は、実状を鑑み、「企業名登記管理規定の実施措置」（以下、「実施措置」と略す）を改定および公布した。これにより、企業名登記管理のさらなる標準化、自主申請サービスの最適化、紛争裁定手続きの詳細化、および企業の正当な権利および利益のより適切な保護を目的とする。

**質問：「実施措置」を改定する背景と必要性は何か。**

回答：2020年12月、国務院は「企業名登記管理規定」（国務院令第734号として公布）を可決し、2021年3月1日から施行された。「企業名登記管理規定」は、企業名の基本要件を整備し、企業名の自主的な申請制度を確立するものであり、企業名は「事前承認」の行政許可制度から自主申請サービス制度に変更された。過去2年間、各地で「企業名登記管理規定」を厳格に施行し、企業名登記管理業務において成果を上げてきた。企業名登記管理の具体的要件を詳細化および整備し、市場の活力を刺激し、名称の順序を標準化するためには、「実施措置」の改定が急務である。

第一に、改革の成果を強化し深化させることが急務であるということである。「企業名登記管理規定」により、企業名の自主的な申請制度を確立し、企業名の基本要件を整備し、手続き中および手続き後の監督管理を強化し、企業名登記管理の秩序を維持する。「実施措置」の改定は、行政法規を詳細に定め、かつその定着を図るものであり、企業名登記管理

の職責、権限および手順を明確にし、企業名登記管理規定の標準化を詳細化および整備し、企業の主体的な責任の定着を図り、企業名紛争の裁定メカニズムを健全化することに寄与するものである。

**第二に、企業名登記管理における未解決の問題を解決するための有効な対策である。**

企業名の登記業務は非常に政治的かつ現実的である。近年、意図的に違法な申請を行って名称を使用し、市場の秩序を乱す企業が存在し、大きな関心を呼んでいる。例えば国家戦略に関わる文言を使用し、国の名誉や信用に影響を与え、毀損している。中には、思想や政治的安全保障に関連する言葉を意図的に申請して使用し、国家安全保障や社会的利益、公共の利益を損なう者がいる。また、意図的に「有名ブランドを模倣」し、中央国有企業・国有企業の名称や略称を意図的に偽造し、有名企業の正当な権利および利益を侵害する企業もある。社会はこれらの状況に強く反応しており、「実施措置」を改定することが急務となっている。

**第三に、市場参入システムの規則を統一し、ビジネス環境を最適化することは避けられない要件である。**企業名は企業設立の必須条件であり、会社の価値、信用、ブランドイメージを伝えるものであり、企業の無形資産である。「企業名登記管理規定」では、国家市場監督管理総局が企業名登記管理の具体的な基準を制定する責任があることを明示している。「実施措置」の改定は、あらゆる級の企業登記機関の権限を明確にし、名称の使用禁止・制限に関する規則と手順を整備し、法規に違反する名称の修正と紛争の裁定の手順を改善するのに役立つ。

**質問：改定された「実施措置」は何章あり、主な改定内容は何で、いつから施行されるのか。**

回答：「実施措置」は計七章五十五条で構成されており、一般原則、企業名の仕様、企業名自主申請サービス、企業名の使用と監督管理、企業名紛争の裁定、法的責任および附則が含まれる。主な改正内容は以下の通りである。一つ目は、**企業名登記管理の基本原則を明確にすることである。**企業名には思想、公序良俗など多くの要素が含まれており、法的規則に基づいた価値判断が必要となる場合も少なくない。企業名の申請および使用は、誠意および信用を持って行い、先に存在する企業名の正当な権利を尊重し、混同を避けなければならない。二つ目は、**企業登記機関の名称登記管理における職責を最適化することである。**上位

および下位の市場監督部門の管理上の職責を明確にし、行政区画名を含まない企業名の業務については、国家市場監督管理総局が省級市場監督局に委任することを規定し、監督管理を強化している。三つ目は、**企業名の構成要素規則と申請の基準を整備することである**。企業名における文字の使用、構成要素とその並び順、行政区画名の表記、屋号の表記要件、業種あるいは事業の特徴に関する用語、組織形態の用語等の基準要件を明確にする。企業名の先頭に「中国」などの語句が置かれている場合、国家市場監督管理総局は法律法規の関連規定に従って厳格に審査し、審査意見を示し、国務院の承認を得ることが規定されている。四つ目は、**企業名自主申請サービスの効率化である**。企業名の申請や使用が禁止される状況を列挙し、中央国有企業・国有企業名の不正使用などといった問題の解決を早め、違法な代理機関による悪意のある申請行為の防止・取り締まりを強化する。五つ目は、**企業名紛争に対する行政裁定メカニズムを改善することである**。企業名紛争裁定については、級ごとの管轄、手続の期限、紛争調停などに関する規定を設けて、手続きの合法性を担保している。六つ目は、**登記機関の内部監督管理と業務分野の連携を強化することである**。登記機関は内部監督制度を健全なものとし、管理職員の法執行と規律に対する監督を強化することが規定された。企業名登記管理を行う職員が権限を乱用し、職務を怠り、私利を目的に不正行為を行い、不当な利益を追求した場合、関連規定に従い、関連する手がかりを懲戒検査監督機関に移管して処分しなければならない。

「実施措置」は2023年10月1日から施行され、「実施措置」実施後に新設したまたは名称を変更した企業には、関連する新しい規定が適用される。

**質問：「実施措置」では、企業登記機関の名称登記管理における職責に関してどのような規定が設けられているか？**

回答：「実施措置」では、国家市場監督管理総局と地方の企業登記機関の名称登記管理における職責を明示している。「実施措置」の第四条、第五条では、国家市場監督管理総局が全国の企業名登記管理業務を主管し、企業名の使用禁止・制限に関する規則、同一および類似の比較規則などを制定する責任があると規定している。つまり、全国の企業名標準化管理システムと国家市場監督管理総局企業名申請システムの確立、管理および維持を担当する。省級の企業登記機関は、当該行政区域内の企業名申請システムの確立、管理、維持の

責任を負い、かつ、全国企業名標準化管理システムと、国家市場監督管理総局の企業名申請システムとを連携させる。県級以上の地方企業登記局は、当該行政区域内での企業名登記管理の業務に責任を負い、企業名をめぐる紛争を処理し、企業名登記管理の秩序を標準化する。

また、「実施措置」の第六条では、国家市場監督管理総局は業務に応じて、質の高い企業名申請サービスを提供するために、行政区画名を含まない企業名登記の管理業務を省級の企業登記機関に委任することができる」と規定している。抜き取り検査制度を確立し、上記委任業務の監督・検査を強化する。

**質問：「実施措置」を適用できるのはどのような事業者か？**

回答：「民法」第五十八条第二款では、「法人は、自らの名称、組織機構、住所、財産又は資金を持たなければならない」と規定している。第一百一十条第二款では、「法人および非法人組織は、名称、評判、名誉に対する権利を享受する」と規定している。したがって、「実施措置」の第二条では、本措置は、会社、非営利法人、パートナーシップ企業、個人独資企業、上記企業の関連企業、および外国企業の支店などを含む、中国国内で法に基づき登記を必要とする企業に適用されることを明示している。ここで非営利法人には、全人民所有企業、集団所有企業、合弁事業が含まれる。外国企業の関連企業とは、外国法に基づいて中国国外で設立された企業が、中国国内内で設立した関連企業を指し、中国の法人資格は有さない。また、「実施措置」第十二条では、次のように規定している。企業は、法に基づいてその組織構造または責任形態と一致する組織形態の用語をその名称内に表示しなければならない。一般の人々に他の組織形態と誤認されるような可能性のある語句を使用してはならない。会社は、その名称内に「有限責任会社」、「有限会社」または「株式会社」または「合資会社」の語句を表示しなければならない。パートナーシップ企業は、その名称内に「（ゼネラルパートナーシップ）」、「（スペシャル・ゼネラルパートナーシップ）」及び「（リミテッドパートナーシップ）」の語句を表示しなければならない。個人独資企業の場合は、その名称内に「（個人独資）」の語句を表示しなければならない。

「民法」第五十四条では、「自然人とは産業および商業事業に従事し、法に基づいて登記された個人事業主である。個人事業主は、屋号を付けることができる。」と規定している。「農業専門協同組合法」の第二条では、農業専門協同組合が、農村世帯の請負経営に基

づいて、農産物の生産・経営者、または農業生産・経営サービス提供者および利用者が自主的に連携し民主的に管理する相互扶助の経済団体を指すことを明示している。第十二条では、農業専門協同組合の設立には「法律および行政法規で規定する名称」を備えている等の条件を規定している。そのため、「実施措置」第五十三条では、個人事業主及び農業専門協同組合の名称登記管理は、本措置を参考にして実施することを明示している。また、「実施措置」では、個人事業主が名称を使用する場合には、その名称内に「（個人事業主）」の語句を表示し、農業専門協同組合（協会）の場合は、その名称内に「専門協同組合」または「専門協同組合協会」という語句を表示しなければならないことも規定している。これにより、一般の人々が事業主体の種類を明確に判別できるようになり、名称に「部」「院」「中心」等の語句を使用している個人事業主と、関連する非営利団体との区別が困難であるという問題の解決が図られる。

**質問：「実施措置」において重視される企業名の基本的な構成の規則にはどのようなものがあるか？**

回答：企業名の構成の基本規則は、第一に構成要素であり、「企業名登記管理規定」の第五条において、企業名には標準漢字を使用することが規定されている。「実施措置」第七条ではこの点を改めて強調している。第二は、企業名の構成要素であり、「実施措置」第八条では、企業名は、通常、行政区画名、屋号、業種または事業の特徴、および組織形態から構成され、その順序で配列されなければならないことを規定している。

企業名に含まれる行政区画名は、企業が所在する県級以上の地方行政区画の名称でなければならないが、商習慣などの実務上の必要に応じて、企業名における行政区画名を屋号の後、組織形態の前に配置する場合は、括弧を追加しなければならない。屋号は企業の最も個性的な部分であり、同業種の他の地元企業と区別するために使用されるため、屋号は顕著性を備え、2文字以上の漢字の組み合わせから構成されなければならない。それは文字、単語、またはその組み合わせであってもよい。業種または事業の特徴は、企業の主たる業務と国民経済産業分類基準に基づいて決定されなければならない。国民経済産業分類基準に規定がない場合、表現については業種における慣習や専門文献等を参照できる。組織形態は、企業の組織構造または責任形態に応じて企業名内に表示する必要がある。

なお、業種または事業の特徴に関する用語や、組織形態に関する用語などの標準化された表現と比較すると、企業名の屋号は、企業が独自に定めたものである。このため、企業名における屋号に使用する漢字の数には規定があり、屋号は2文字以上の漢字で構成され、原則として長すぎたはならず、屋号が長すぎる、または常識的な字数を超える企業名が使用されている場合、企業登記機関は法に基づいて判断を下すことができ、悪影響を及ぼす可能性のある企業名は登記しない。

**質問：申請できない企業名とはどのような形式のものか？**

回答：「企業名登記管理規定」および「市場主体の登記管理条例」は、企業名は法に基づき申請者が自主的に申請することを明示している。現在、全国の申請者が「自分の名称は自分で選ぶ」という認識を持っているが、同時に申請者が悪意を持って名称を申請し、資源としての名称を独占するという現象も発生している。これらの問題に対し、「実施措置」第十六条では企業名の禁止要件を詳細に規定している。

一つ目に、国家の重大戦略・政策に関連する語句を、国家が出資したものや、政府の信用などに関連するものであるかのように、一般の人々に誤認させるものを使用してはならない。例えば、「一带一路」や「西電東送」などの国家戦略に関わる語句の使用は、一般の人々の誤認や混同を招く。

二つ目に、「国家級」、「最高級」、「最高」などの誤解を招く語句は使用できない。企業名にこれらの語句を使用すると、その企業が関連分野で全国的または主導的な地位を占めているかのように、一般の人々に誤解を与えやすくなる可能性がある。

三つ目に、企業名には、同業種内で先に存在し、一定の影響力を有する他人の名称（略称、屋号等を含む）と同一または類似の文字を使用してはならない。実際には、かなりの数の申請者が意図的に「有名ブランドを模倣」して、有名な企業や機関の名称を模倣し、両者が関連しているかまたは同じ企業であるかのように一般の人々を誤解させている。

四つ目に、企業名には非営利団体であることを明示または暗示する語句を使用してはならない。営利目的で事業活動を行う企業は、企業登記機関に登録しなければならない。非営利団体はそれぞれの管轄機関が登記および管理しなければならない。企業名に非営利団体であることを明示または暗示する語句を使用すると、他の団体と混同されやすく、一般の

人々に誤解を与える可能性がある。例えば、「設計院」、「勘察院」、「工程院」、「研究中心」などは、一般に公的機関や民間の非企業組織の組織形態を表す用語であるため、企業登記機関は調査と判断を強化する必要があり、通常の状態では、上記の語句を企業名に使用することは適切ではない。

**質問:企業はその名称をどのように自主申請すべきか?インターネット上で行うべきか、それとも登記機関の窓口で行うべきか?その手続はどのようなものか?**

回答:「実施措置」第二十一条では、企業名は申請者が自主的に申請することを明示している。

申請者はインターネットを通じて企業名申請システムにログインするか、または企業登記機関のサービス窓口で関連情報や資料を提出し、自主申請を行うことができる。申請者は、提出する資料の信頼性、合法性、有効性について責任を負わなければならない。

企業名申請システムは、申請者が提出した企業名を自動的に比較し、申請が承認されたか否かの結果を表示する。申請して承認された名称については、申請システムは、その名称が登記されない可能性があること、または使用中に名称の紛争により変更が必要になるリスクに直面する可能性があることを通知するプロンプトを表示する。

企業名の申請が承認された場合、企業登記機関は企業名を保存する。企業名の保存期間中は、企業が登記されておらず、主体がまだ生成されていないため、企業名に対する完全な権利が存在しない。そのため、申請者は保存期間が満了する前に企業登記の手続を行う必要がある。有効期限を過ぎた後は、企業名が保存されなくなるので、企業の登記手続をすることができなくなり、再度申請しなければならない。

企業登記機関は企業登記の手続を行う際、調査と判断を強化し、企業名登記管理に関する関連規定を満たしていない名称については、登記を行わず、かつその理由を書面で説明しなければならない。

**質問:行政区画名、業種あるいは事業の特徴(「実業」「発展」などの業界用語の使用を含む)を含まない企業名で申請するにはどのような条件を満たす必要があるか?**

回答:名称は企業の重要な無形資産であり、価値と信用を伝えるものであり、ブランドのイメージが内包されている。市場経済の発展に伴い、ますます多くの企業が規模を拡大

し、強力になり、ビジネスプロセスに一定の影響を与えている。一般の人々の認識では、名称に行政区画名が含まれていない企業は、通常、強力な資本を持ち、地域をまたいで事業を展開している。名称に業種や事業の特徴（「実業」や「発展」などの業界用語の使用を含む。以下同じ）が含まれていない企業は、通常、業種を超えて事業を展開しており、一定の範囲内では他の業種の企業はその屋号を使用できなくなるのは、企業の多角的発展を反映している。企業名の屋号の保護をさらに強化し、名称の信用上の価値を高め、実務上の未解決の問題を解決し、資源としての名称の乱用を防ぎ、一般の人々の誤解を防ぐために、「実施措置」では「企業名登記管理規程」における行政区画名を含まず、業種あるいは事業の特徴を含まない企業名の規定を詳細に定めている。

「企業名登記管理規定」第六条に基づくと、「省、自治区、中央直轄市をまたいで事業を行う企業は、その名称に行政区画名を含むことはできない。」と規定されている。そこで、「実施措置」の第十九条では、一定の条件を同時に満たす企業名は、行政区画名を含まなくてもよいことを明示している。一つ目に、その企業が登記された企業法人であること、二つ目に、その企業が3つ以上（3を含む）の省級行政区域内で投資して会社を設立していること、三つ目に、当該3以上の会社の屋号はすべてその企業の屋号と同じであり、かつ1年以上事業経営を行っていることである。これは、新設された企業というのは市場に事業参入したばかりで、市場における影響力が形成されておらず、一般に、行政区画名を含まない企業名を直接使用してはならないためであり、また、一定期間にわたって経営しなければならず、一定期間が経過して一定の規模が形成され、かつその屋号が一定の影響力を持つようになった後でなければ、名称変更の方法によって名称内の行政区画名を「削除」することができないためである。なお、変更後の企業名は、当該企業が所在する設区の市級の行政区域内における同業種の企業名および屋号と異なるものでなければならない。

「企業名登記管理規則」第六条に基づくと、「業種を超えて総合的に事業を行う企業は、その名称に業種や事業の特徴を含まなくてもよい。」と定められている。このため「実施措置」第二十条では、以下の条件を同時に満たす企業名は業種や事業の特徴を含まなくてもよく、それにより企業の包括的な経営を反映することを明示している。一つ目に、その企業がすでに登記された企業法人であって、かつその事業範囲が国民経済産業カテゴリーの

5つ以上にまたがっている場合。二つ目に、その企業が、投資によりその会社と屋号が同じ会社を3つ以上設立し、かつそれぞれが1年以上事業経営を行っている場合。三つ目に、その企業が投資した3以上の会社の業種が、それぞれ国民経済産業の異なるカテゴリーに属する場合。このことは、行政区画名を含まない企業名と同様に、業種あるいは事業の特徴を含まない企業名も、企業名を変更する方法によって、名称に含まれる業種あるいは事業の特徴が「削除」されることを意味する。なお、変更後の企業名は、同時にその企業が所在する同じ行政区域内の企業名の屋号と異なっていなければならない。変更後の企業名に行政区画名が含まれていない場合は、その企業が所在する省級行政区域内の企業名および屋号とも異なっていなければならない。

**質問：グループを形成する、または企業グループ名を付けるには、どのような条件を満たす必要があるか？**

回答：一般の人々の認識によると、企業名の組織形態の前に「グループ」または「(グループ)」という語句を使用している企業は、通常、事業規模が大きく、競争力が強いと考えられている。企業グループ名の使用をさらに標準化し、実務上の未解決の問題を解決し、一般の人々の誤解を防ぐために、「実施措置」では、「企業名登記管理規定」における組織形態の前に「グループ」または「(グループ)」という語句を使用する規定について詳細に定めている。

「企業名登記管理規定」第十四条に基づくと、「企業グループ名は、持株会社名の行政区画名、屋号、業種または事業の特徴と一致しなければならない。持株会社は、その名称の組織形態の前に「グループ」または「(グループ)」の語句を使用することができる。「実施措置」第十七条では、企業法人がグループを形成する場合、以下の条件を同時に満たさなければならないことを明示している。一つ目に、企業がすでに登記されていること。二つ目に、その企業法人が3社以上の企業法人の株式を保有していることである。第十八条では、次のように規定している。企業グループの名称は、企業グループの親会社の行政区画名、屋号、業種または事業の特徴と一致しなければならない。企業グループの親会社から認可を受けた子会社および持株会社は、自社の名称の前に企業グループの名称を配置できる。企業グ

ループの親会社は、国家企業信用情報開示システムを通じて企業グループ名とグループ構成員の情報を社会に公開しなければならない。

**質問：企業名の申請に制限はあるか？関連規定に違反した場合、法的責任を問われることになるか？**

回答：企業名の基本的な機能の1つは、識別機能である。一企業として、その名称は法律と社会文明の発展の要件に適合し、市場競争の規則に従い、公序良俗を遵守し、誠実で信頼できるものでなければならず、他人の正当な権利および利益を侵害してはならない。これは、企業が企業名を申請する際には、法律法規、社会道徳、企業名の自主申請規則を遵守することを要求しているもので、禁止条項にも拘束される。「実施措置」第二十三条では、企業名の申請において許されない行為を明示しており、これには次のような行為が含まれる。自分で使用する目的ではなく、悪意を持って投機的に企業名を蓄積し、資源としての名称を占有するなど、社会の公共の利益を害し、社会の公序良俗を阻害する。虚偽の資料の提出またはその他不正な手段で企業名を自主申請する。先に存在し、一定の影響力を持つ他人の名称（略称、屋号等を含む）と類似する企業名を故意に申請する。法律、行政法規および「実施措置」で禁止されている企業名を故意に申請する。

「実施措置」第四十八条では、上記行為に対する罰則を明示している。企業名の申請で、第二十三条第（一）、（二）項の規定に違反した者は、企業登記機関から修正を命じられる。申請者が修正を拒否した者は、10,000元以上100,000元以下の罰金が科される。第二十三条第（三）、（四）項の規定に違反して企業名を申請し、名商登記管理の秩序を著しく乱し、社会に悪影響を与えた者は、企業登記機関から10,000元以上100,000元以下の罰金が科せられる。

**質問：企業名を使用する際の注意点は何か、要件を満たさない企業名はどのように処分されるか？**

回答：「企業名登記管理規定」第二十三条では、企業名を使用する際は法律法規を遵守し、誠意と信頼を以て、他人の正当な権利および利益を阻害してはならないと規定している。「実施措置」第二十七条ではこの点を強調し、企業名を使用する際は法律法規の規定を遵守し、模倣、混同等により先に存在する他人の正当な権利および利益を侵害してはならな

い、と規定している。「実施措置」ではさらに、会社の印鑑、銀行口座等に使用する企業名は、営業許可証の企業名と同一でなければならないと要求している。企業名は、法に基づいて他人に譲渡するまたは使用を許諾することができる。

また、「実施措置」では、企業名の監督・管理を重視しており、規定を満たさない企業名について企業登記機関が速やかに修正しなければならないことを明示している。第三十一条では、企業登記機関が、すでに登記された企業名が関連規定を満たしていないことを発見した場合、法に基づき速やかに修正し、企業に対して名称の変更を命じなければならないと規定している。第三十二条では、企業は、企業登記機関からの修正決定を受け取った日から30日以内に企業名の変更登記手続を行わなければならないと規定しており、企業名を変更する前に、統一社会信用コードに置き換えなければならないと規定している。なお、企業が期限内に変更登記の手続を完了しなかった場合は、事業異常リストに登録されることになるが、変更登記の完了後であれば、法に基づいて事業異常リストからの削除を申請することができる。

**質問：省級の企業登記機関は企業名登記管理業務においてどのような状況に遭遇した場合、国家市場監督管理総局に報告する必要があるか？**

回答：「実施措置」第三十四条では、省級の企業登記機関が国家市場監督管理総局に報告すべき状況を規定しており、主に次のような内容が含まれる。一つ目は、国益、社会の公共の利益を害し、社会の公序良俗を阻害し、またはその他悪影響を与える文字が名称および屋号として申請されたことを発見し、該当する語句を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。二つ目は、全国的に一定の影響力を有する企業名（略称、屋号等を含む）が他人に無断で使用され、一般の人々に誤解を与えていることを発見し、当該企業名を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。三つ目は、その他、「企業名登記管理規定」第十一条で規定する禁止されている状況に該当する文字が名称および屋号として申請されていることを発見し、当該語句を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。四つ目は、全国的な統一紛争裁定基準を必要とする企業名紛争の場合。五つ目は、全国的に重大な影響を与える企業名登記管理業務の場合。六つ目は、その他の関連状況。

**質問：企業名の正当な権利および利益が侵害された場合はどうすればよいか？**

回答：「実施措置」第三十四条では、企業名権の救済ルートを明示している。第四十九条では、企業名に関わる不正競争行為に関する関連規定を明示している。企業名の使用において、名称が類似している、一般の人々の混同を招いているなどの侵害の疑いがあり、他の企業名が自社の正当な権利および利益を侵害していると判断した場合には、行政手段または司法手段を通じて救済を受けることができる。

一つ目に、**企業登記機関に企業名の紛争処理を要求することである。**「企業名登記管理規定」第二十一条および「実施措置」第三十四条に基づき、企業は、他の企業名が自社の正当な権利および利益を侵害していると判断した場合、企業登記機関に処分を要求することができる。企業登記機関は申請を受理した後、調停を行うことができる。調停が成り立たなかった場合、企業登記機関は受理日から3ヶ月以内に行政裁定を下さなければならない。

二つ目に、**侵害企業の不正競争行為に対する調査と処分を行政機関に申請することである。**「企業名登記管理規定」第二十二条および「実施措置」第四十九条に基づき、企業は、他の企業が企業名を使用して不正競争等の行為を行っているとは判断した場合、市場監督部門に報告し、関連資料を提供する。市場監督部門は不正競争防止などの関連法律法規に従って処分を行う。

三つ目に、**人民法院に訴訟を起こすことである。**「民法」では、企業名の保護に関し関連規定があり、企業名に関する権利は人格権であり、侵害された場合、被害者は「民法」とその他の法律の規定に従って、その行為を行った者が民事責任を負うよう請求する権利を有する。「企業名登記管理規定」第二十一条では、企業は、他の企業名が自社の企業名の正当な権利および利益を侵害していると判断した場合、人民法院に訴訟を起こすことができると規定している。

**質問：企業名紛争の裁定に関してどのような規定があるか？**

回答：「実施措置」の第三十五条から第四十七条には、名称紛争裁定に対し級別の管轄、業務原則、手続の期限、考慮事項、当事者の資料提出、名称紛争調停、裁定手続き、および救済ルートなどが規定されている。

第三十五条では、企業登記機関が企業名紛争の裁定業務に責任を負うことを明示しており、つまり、企業名紛争は、侵害の疑いのある企業を登記した企業登記機関が処分する。

第四十三条では、決定または裁定後のフォローアップ業務を明示しており、企業が企業名変更を登記する前に、企業登記機関はその企業名を国家企業信用情報開示システムおよび電子事業許可証において統一社会信用コードに置き換えなければならないことを明示している。企業が期限内に変更登記を完了できなかった場合、企業登記機関はその企業を事業異常リストに入れる。変更登記完了後、企業は法に基づいて企業登記機関に事業異常リストからの削除を申請することができる。

第四十七条では、企業名紛争の裁定の救済ルートを明示している。企業登記機関の名称紛争に関する行政裁定は、発生した民事紛争に対して職権で下される法的結論である。当事者は、企業名紛争に関する裁定に不服があれば、法に基づいて行政再審を申請するか、人民法院に訴訟を起こすことができる。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxs/art/2023/art\\_76eb56b169c9429d98f1f52df241bedb.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxs/art/2023/art_76eb56b169c9429d98f1f52df241bedb.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。